

静岡県公安委員会規則第23号

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

静岡県公安委員会委員長 外山弘 宰

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく<u>申請</u>を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該<u>申請</u>の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、<u>申請</u>を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定め</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく<u>申請等</u>を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該<u>申請等</u>の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、<u>申請等</u>を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間</p>

て割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

(2) (略)

4・5 (略)

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(3) (略)

2・3 (略)

別表 (略)

条例等	規定
静岡県道路交通法施行細則 (昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)	第5条第3項 本文

を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

(2) (略)

4・5 (略)

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(3) (略)

2・3 (略)

別表 (略)

条例等	規定
静岡県道路交通法施行細則 (昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)	第5条第3項 本文及び第17 条

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。